

鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第4項の規定に基づく告示（平成29年鳥取県教育委員会告示第22号）で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥取県立美術館整備基本構想に基づき整備する美術館に必要な機能、施設設備、事業運営等に関する具体的な事項（以下「基本計画」という。）
- (2) その他基本計画を策定するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は9人以内とし、別表に掲げる者をもって組織する。

(座長)

第4条 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、博物館長が招集し、座長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、条例第5条第2項に定めるところにより決するほか、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行し、平成30年6月30日限り廃止する。

別表（第3条関係）

鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会

氏 名	役 職 等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、元国立科学博物館長、元国立新美術館長
水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、鳥取県美術資料収集評価委員会委員
加藤 哲英	鳥取県美術家協会 会長
池本 喜巳	写真家
五島 朋子	鳥取大学地域学部 教授
稲庭 彩和子	東京都美術館アート・コミュニケーション係長 学芸員、 文化庁「博物館の管理運営に関する研修」企画運営会議 委員
塚田 美紀	世田谷美術館学芸部企画担当主査 学芸員
高増 佳子	国立米子工業高等専門学校建築学科 准教授
吉村 寿博	吉村寿博建築設計事務所 代表